

錦江町農業委員会 1 月定例総会会議録

○ 開催日時 令和 6 年 1 月 2 5 日（木） 午後 4 時から

○ 開催場所 本庁 2 階会議室

○ 委員（農業委員 14 人、農地利用最適化推進委員 10 人）

会長	1 番	安水 純一
会長代理	2 番	鳥越 秀一
委員	3 番	宿利原 勝吉
委員	4 番	元丸 敏朗
委員	5 番	宿利原 進
委員	6 番	安田 憲次
委員	7 番	徳永 哲朗
委員	8 番	鍋 康博
委員	9 番	貫見 和洋
委員	1 0 番	畠中 正秋
委員	1 1 番	本釜 好子
委員	1 2 番	寺田 郁哉
委員	1 3 番	毛下 利美
委員	1 4 番	内藪 雄治

農地利用最適化推進委員	内藪 政文
農地利用最適化推進委員	山中 徹
農地利用最適化推進委員	水流 佳文
農地利用最適化推進委員	竹原 政洋
農地利用最適化推進委員	笹原 幸子
農地利用最適化推進委員	折小野 道男
農地利用最適化推進委員	横原 利己
農地利用最適化推進委員	中野 純治
農地利用最適化推進委員	舞原 幸一郎
農地利用最適化推進委員	白桃 勉

○欠席

農業委員 宿利原進委員

○事務局職員 事務局長 池之上 和隆 事務局次長 坂口 美智代
書記 永田 宗成・折久木 まり子・舞原 利博

○議事日程

1、開会

2、農業委員憲章朗読

3、会長あいさつ

4、議 事

第1 議事録署名委員の指名について

第2 会務報告について

第3 附議事項

議案第38号 旧農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地
利用集積計画（所有権移転）の錦江町長に対する要請について

議案第39号 旧農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地
利用集積計画（利用権設定）の錦江町長に対する要請について

議案第40号 地籍調査事業に伴う農地の地目変更の協議について

○事務局	皆さんこんにちは。それではただいまより、令和6年1月錦江町農業委員会定例総会を開催いたします。姿勢を正してください。一同礼。農業委員会憲章の朗読を本日は7番徳永委員にお願いいたします。
○徳永委員	憲章朗読。
○事務局	ありがとうございました。それでは会長挨拶をお願いいたします。
○会長	皆さんこんにちは。今日はとても寒くて、来週の半ばぐらいからは、大変暑くなるという予報が出ております。寒暖差が大変大きいので、体調管理にはどうぞご留意くださいますようお願いいたします。それでは、ただいまより、令和6年1月錦江町農業委員会の議事を開会いたします。宿原進委員が欠席の報告が来ておりますが、錦江町農業委員会会議規則第8条の規定により総会は成立していることをお知らせいたします。それでは、錦江町農業委員会規則第23条第2項の規定により、本日の会議録署名委員に、12番寺田委員と13番毛下委員を指名しますので、よろしくをお願いいたします。次に、会務報告についてを議題といたしますので、事務局の説明をお願いいたします。
○事務局	はい。1月の会務報告をいたします。1月4日仕事始め式がございまして会長ほか、委員の皆様に出席を頂いております。15日は、農業年金加入推進等巡回指導がございまして折久木書記が対応しております。18日は、令和6年度農業改良普及指導計画の協議が鹿屋市でございました。坂口次長が出席しております。本日、25日が1月の定例総会でございます。29日は冬季の農業委員会巡回といたしまして農業会議が巡回することになっておりますが、事務局で対応したいと考えております。以上です。
○会長	ただいまの会務報告についての質問等はありませんか。
○委員	なし。
○会長	ないようですので、以上で会務報告を終わり、付議事項に入ります。議案第38号旧農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地利用集積計画の錦江町長に対する要請についてを議題といたしますので、事務局の説明をお願いいたします。
○事務局	それでは、3ページをお開きください。受付番号10番です。譲渡人の方が〇〇さん、京都府の方です。経営規模はお目通しください。場所が神川字丸尾7390番、地目が台帳現況とも畑、地積が6,061㎡です。譲受人の方が〇〇さん、神川新町の方です。経営規模等につきましては、お目通しください。以上になります。
○会長	事務局からの説明がありましたが、ここで徳永委員の報告をお願いいたします。
○徳永委員	はい。報告します。この売買が成立した土地、約6反ですが、これは4反と2反の2区画になっている農地です。この6反のうち4反部分を〇〇さんが耕作しておられまして、残る2反部分は遊休農地になっております。荒れており

	<p>ます。地権者の〇〇さんのほうは、遊休農地を含めて売りたいという希望でしたので、〇〇さんが希望を受入れて、売買が成立しました。価格は、込みで〇〇円です。以上です。</p>
○会長	<p>ただいま事務局の説明と担当委員の報告がありましたが、質疑はありませんか。</p>
○委員	<p>なし。</p>
○会長	<p>質疑なしと認め採決いたします。お諮りいたします。議案第 38 号については原案のとおり許可することに異議ありませんか。</p>
○委員	<p>なし。</p>
○会長	<p>異議なしと認めます。したがって議案第 38 号については、原案のとおり許可することに決定いたしました。続いて議案第 39 号旧農業経営基盤強化促進法第 15 条第 4 項の規定による農用地利用集積計画の錦江町長に対する要請についてを議題といたしますが、公平な審議を行うため、委員の退席を求めなければならない案件もあることから、4 件に分けて審議したいと思います。ご異議ありませんか。</p>
○委員	<p>なし。</p>
○会長	<p>異議なしと認めます。それでは受付番号 386 番から 399 番についての事務局の説明をお願いいたします。</p>
○事務局	<p>それでは 5 ページからになります。受付番号 386 番の貸し人の方が〇〇さん、大阪府の方です。場所が城元字添田 1025 番、地目が田、地積が 578 m²です。期間が令和 6 年 1 月 26 日から令和 10 年 12 月 14 日までです。小作料が米 25kg を〇〇俵です。借り人の方が〇〇さん、瀬戸山の方です。受付番号 387 から 389 番の貸し人の方が〇〇さん、鹿屋市の方です。場所は 3 筆ありまして、いずれも城元字天神ノ下です。地番は、お目通しください。地目は 3 筆とも田です。地積が合計で 1,054 m²です。期間が令和 6 年 1 月 26 日から令和 10 年 12 月 14 日までです。小作料は〇〇円です。借り人の方が〇〇さん、塩屋の方です。受付番号 390 番の貸し人の方が〇〇さん、鹿児島市の方です。場所は城元字秋辻 2850 番、地目が畑、地積が 1,242 m²です。期間が令和 6 年 1 月 26 日から令和 10 年 12 月 14 日までです。小作料が〇〇円です。借り人の方が〇〇さん、塩屋の方です。受付番号 391 番の貸し人の方が〇〇さん、埼玉県の方です。場所が馬場字芝山 467 番、地目が田、地積が 777 m²です。期間が令和 6 年 1 月 26 日から令和 10 年 12 月 14 日までです。小作料は〇〇円です。借り人の方が〇〇さん、塩屋の方です。受付番号 392 番の貸し人の方が〇〇さん、木場の方です。場所が馬場字柳ヶ迫 3140 番 1、地目が畑、地積が 2,020 m²です。期間が令和 6 年 1 月 26 日から令和 11 年 12 月 14 日までです。小作料は 10 a 当たり〇〇円です。借り人の方が〇〇さん、笹原の方です。受付番号 393 番の貸し人の方が〇〇さん、山下の方です。場所が田代麓字洗切 2054 番 10、地目が田、地積が 1,359 m²です。期間が令和 6 年 1 月 26 日から令和 10 年 12 月 14</p>

	<p>日までです。小作料は〇〇円です。借り人の方が〇〇さん、昇陽の方です。受付番号 394 番の貸し人の方が〇〇さん、表木の方です。場所が田代麓字洗切 2054 番 11、地目が田、地積が 1,782 m²です。期間が令和 6 年 1 月 26 日から令和 10 年 12 月 14 日までです。小作料は〇〇円で、借り人の方が〇〇さん、昇陽の方です。受付番号 395 番の貸し人の方が〇〇さん、鹿児島市の方です。場所が田代麓字塩井川 1865 番、地目が田、地積が 597 m²です。期間が令和 6 年 1 月 26 日から令和 10 年 12 月 14 日までです。小作料は〇〇円です。借り人の方が〇〇さん、昇陽の方です。受付番号 396 から 398 番の貸し人の方が〇〇さん、鳥淵の方です。場所が 3 筆ありまして、いずれも田代川原字鳥淵下原です。地番はお目通しください。地目は 3 筆とも田です。地積が合計で 1,995 m²です。期間が令和 6 年 1 月 26 日から令和 10 年 12 月 14 日までです。小作料は〇〇円です。借り人の方が〇〇さん、鳥淵の方です。受付番号 399 番の貸し人の方が〇〇さん、鳥淵の方です。場所は田代川原字鳥淵下原 4075 番 1、地目が田、地積が 802 m²です。期間が令和 6 年 1 月 26 日から令和 10 年 12 月 14 日までです。小作料は〇〇円です。借り人の方が〇〇さん、鳥淵の方です。すいません別紙で、A 4 の横の用紙がありますけれども、そちらのほうに、借り人の方の情報がありますので、そちらもお目通しください。以上です。</p>
○会長	事務局から説明がありましたが、ここで鳥越委員の報告をお願いいたします。
○鳥越委員	はい。報告いたします。386 番ですけれども、これは継続案件であり、もともこの圃場にハウスをつくられてて、圃場もきれいにされてて、何ら問題がないかと思えますので、審議のほどよろしくをお願いいたします。
○会長	次に本釜委員の報告をお願いいたします。
○本釜委員	387 番から 391 番を報告いたします。借り人の〇〇さんは、圃場もきれいにされて、認定農業者でもあり、何ら問題ないと思えますので、よろしくをお願いいたします。
○会長	次に笹原推進委員の報告をお願いいたします。
○笹原推進委員	392 番の報告をいたします。借り人の〇〇さんは、甘藷を作っておられます。圃場の管理も徹底されて、何ら問題がないと思われま。
○会長	次に折小野推進委員の報告をお願いいたします。
○折小野推進委員	393 番から 395 番の案件を説明します。これは、田代麓表木集落から大原のほうに 200 メートルぐらい行った国道沿いにあるところですが、この借主の〇〇君は、甘藷、野菜を主に作っておられます。畔払いもきちっとしてて、作付けも、毎年ピシッと植えていらっしやるので、何の問題もないと思えます。審議のほどよろしくお願ひします。
○会長	次に白桃推進委員の報告をお願いいたします。
○白桃推進委員	はい。396 から 398 番のところは、〇〇さんが病気がちで作付けが難しいというところで、〇〇君が、まだ若いんですが、集落内の遊休農地を作らないように

	<p>というようなことで、受けてくれました。本人は、〇〇に勤めながらなんですが、父親がまだ機械に乗って作業ができるので、大丈夫だと思います。また399番の〇〇君は水稻等を作っており、農地や周辺の管理もしっかりしているので問題ないと思います。よろしくお願いします。</p>
○会長	事務局の説明と担当委員の報告がありましたが、質疑はありませんか。
○委員	なし。
○会長	質疑なしと認め採決いたします。受付番号386番から399番については、原案のとおり許可することに異議ありませんか。
○委員	なし。
○会長	異議なしと認めます。したがって受付番号386番から399番については、原案のとおり許可することに決定いたしました。次に受付番号400番について審議しますが、公平な審議とするため、〇〇委員の退席をお願いいたします。事務局の説明をお願いいたします。
○事務局	6ページになります。受付番号400番の貸し人の方が〇〇さん、南大隅町の方です。場所は田代川原字並木ノ上5782番1、地目が田、地積が1,408㎡です。期間が令和6年1月26日から令和10年12月14日までです。小作料は米〇〇俵です。借り人の方が〇〇さん、平石の方です。また先ほど言ったとおりA4のほうに借り人の方の詳細がありますので、そちらをご覧ください。以上です。
○会長	事務局から説明がありましたが、ここで舞原推進委員の報告をお願いいたします。
○舞原推進委員	〇〇さんは、畑も圃場も畔もきれいに手入れされてて、大丈夫だと思います。よろしくお願いします。
○会長	事務局の説明と担当委員の報告がありましたが、質疑はありませんか。
○委員	なし。
○会長	質疑なしと認め採決いたします。受付番号400番については、原案のとおり許可することに異議ありませんか。
○委員	なし。
○会長	異議なしと認めます。したがって、受付番号400番については、原案のとおり許可することに決定いたしました。ここで〇〇委員の入室を認めます。次に、受付番号401番から402番について審議しますが、公平な審議とするため、〇〇推進委員は退席をお願いいたします。事務局の説明をお願いいたします。
○事務局	はい受付番号401番です。貸し人の方が〇〇さん、平石の方です。場所は田代川原字下栗山5853番5、地目が田、地積が1,344㎡です。期間が令和6年1月26日から令和10年12月14日までです。小作料は米〇〇俵です。借り人の方が〇〇さん、鳥淵の方です。受付番号402番の貸し人の方が〇〇さん、柴立の方です。場所が田代川原字下栗山5853番2、地目が田、地積が1,305㎡

	<p>です。期間が令和6年1月26日から令和10年12月14日までです。小作料は米〇〇俵です。借り人の方が〇〇さん、鳥淵の方です。また、先ほどのとおりA4の用紙のほうに借り人の方の詳細がありますので、そちらもご覧ください。以上です。</p>
○会長	<p>事務局からの説明がありましたが、ここで貫見委員の報告をお願いいたします。</p>
○貫見委員	<p>報告いたします。401番と402番のこれは前の耕作者が高齢により耕作しないということで、新しい方を探していたところ、〇〇さんをお願いしたところ、引受けてもらうことになりました。〇〇さんは推進委員でもございます。そしてよく農地も管理されておりますので、何ら問題はないかと思えます。よろしく申し上げます。</p>
○会長	<p>事務局の説明と担当委員の報告がありましたが、質疑はありませんか。</p>
○委員	<p>なし。</p>
○会長	<p>質疑なしと認め採決いたします。受付番号401番から402番については、原案のとおり許可することに異議ありませんか。</p>
○委員	<p>なし。</p>
○会長	<p>異議なしと認めます。したがって受付番号401番から402番については、原案のとおり許可することに決定しました。ここで〇〇推進委員の入室を認めます。次に受付番号403番から434番について審議しますので、事務局の説明をお願いいたします。</p>
○事務局	<p>はい、403番からにつきましては、全て農地中間管理事業に係るものになります。借り人の方は、全て県の地域振興公社で期間につきましても全て令和6年2月1日から令和11年1月31日までとなっております。それでは、受付番号403番から405番の貸し人の方が〇〇さん、池野の方です。場所は3筆ありましていずれも田代麓字刈切です。地番はお目通してください。地目は3筆とも畑です。地積が合計で6,269㎡です。小作料は合計で〇〇円です。受付番号406番から407番の貸し人の方が〇〇さん、東京都の方です。場所が2筆ありまして田代川原字池ノ迫と田代川原字大迫ノ上です。地番はお目通してください。地目は畑と田です。地積が合計で3,562㎡です。小作料は合計で〇〇円です。受付番号408、409番の貸し人の方が〇〇さん、滋賀県の方です。場所は2筆ありまして田代麓字上川原迫と田代麓字永山です。地番はお目通してください。地目は2筆とも畑です。地積は合計で3,267㎡です。小作料は合計で〇〇円です。受付番号410番の貸し人の方が〇〇さん、青山荘の方です。場所が、田代麓字上川原迫1308番、地目が畑、地積が3,659㎡です。小作料は〇〇円です。受付番号411番の貸し人の方が〇〇さん、木場の方です。場所が田代麓字上川原迫1310番、地目が畑、地積が1,913㎡です。小作料が〇〇円です。受付番号412番の貸し人の方が〇〇さん、岩崎の方です。場所が田代麓字上川原迫1312番、地目が畑、地積が995㎡です。小作料は〇〇円です。受付番号</p>

	<p>413 番の貸し人の方が〇〇さん、鹿児島市の方です。場所は田代麓字永山 1269 番 1、地目が畑、地積が 1,502 m²です。小作料が〇〇円です。受付番号 414 から 422 番の貸し人の方が〇〇さん、鹿児島市の方です。場所は 9 筆ありまして、いずれも田代川原字馬庭原です。地番はお目通してください。地目は全て田です。地積が合計で 2,900 m²です。小作料は〇〇円です。受付番号 423 番の貸し人の方が〇〇さん、上原の方です。場所が田代川原字神渡 855 番、地目が田、地積が 879 m²です。小作料は〇〇円です。受付番号 424、425 の貸し人の方が〇〇さん、上原の方です。場所が 2 筆ありまして、いずれも田代川原字神渡です。地番はお目通してください。地目は 2 筆とも田です。地積が合計で 780 m²です。小作料は〇〇円です。受付番号 426 番の貸し人の方が〇〇さん、下の方です。場所が田代麓字大根田 16 番、地目が田、地積が 1,771 m²です。小作料が〇〇円です。ページめくりまして、受付番号 427 番の貸し人の方が〇〇さん、鹿児島市の方です。場所は田代麓字大根田 36 番、地目が田、地積が 2,323 m²です。小作料は〇〇円です。受付番号 428 番から 431 番の貸し人の方が、〇〇さん、川南の方です。場所は 4 筆ありまして、城元字坂ノ上に 2 筆、城元字鷲ヶ迫に 2 筆です。地番はお目通してください。地目は 4 筆とも畑です。地積が合計で 11,485 m²です。小作料は合計で〇〇円です。受付番号 432 番の貸し人の方が〇〇さん、神川新町の方です。場所が神川字曲迫 4912 番 1、地目が畑、地積が 4,188 m²です。小作料は〇〇円です。受付番号 433、434 の貸し人の方が〇〇さん、鹿屋市の方です。場所が 2 筆ありまして、神川字曲迫に 2 筆です。地番はお目通してください。地目は 2 筆とも畑です。地積が合計で 7,165 m²です。小作料は合計で〇〇円です。また、別紙のほうでですね A 3 の用紙がありますけれども、そちらのほうにですねこの案件の分の配分計画案がありますので、そちらのほうもまたお目通してください。以上になります。</p>
○会長	事務局から説明がありましたが質疑はありませんか。
○委員	なし。
○会長	質疑なしと認め採決いたします。受付番号 403 から 434 番については、原案のとおり許可することに異議ありませんか。
○委員	なし。
○会長	異議なしと認めます。したがいまして受付番号 403 番から 434 番については原案のとおり許可することに決定しました。次に議案第 40 号地籍調査事業に伴う農地の地目変更の協議についてを審議しますので、事務局の説明をお願いいたします。
○事務局	10 ページをご覧ください。10 ページの真ん中よりちょっと下のところにありますとおりですね、今回田代麓の一部の地域ということで、字で言いますと立神と久木野と佛坂、山口、極楽という字のところ今回上がってきているところです。農地から農地外への地目変更分が 159 件で、この表でいきますと 11 ページから 27 ページになります。農地外から農地への地目変更分は 15 件

	で、28 ページから 29 ページになります。一応この 174 件につきまして、地積係のほうからですね確認をお願いいたしますということできております。地番のほうはこちらにあります、地図のほうはですね、私のほうから見て向かって左側ですね、ありますので、しばらく地図とこのリストと見ていただいて確認をしていただければと思います。以上です。
○会長	特に田代の方々、見ていただけないでしょうか。
○会長	いかがだったでしょうか。何か質疑がありますか。
○委員	なし。
○会長	質疑なしと認め採決をいたします。お諮りいたします。議案第 40 号については、原案のとおり許可することに異議ありませんか。
○委員	なし。
○会長	異議なしと認めます。したがって議案第 40 号については原案のとおり決定いたしました。以上で令和 6 年 1 月錦江町農業委員会定例総会の付議事項の協議を終了いたします。
○事務局	それでは、以上をもちまして令和 6 年 1 月錦江町農業委員会定例総会を終了いたします。姿勢を正してください。一同礼。お疲れさまでした。

錦江町農業委員会会議規則第 23 条第 2 号の規定により署名する。

会 長

12 番

13 番

議事録調整者